



島根県報

令和6年3月31日（日）

号外 第 4 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第30号）

1 規則の概要

- (1) 地方税法の改正に伴う規定及び様式の整備（第34条・第34条の2・第36条・第79号様式―第85号様式関係）
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う規定の整備（附則第10項関係）
- (3) 引用する条項の整理
- (4) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)及び(4)の一部については令和6年4月1日から、1の(3)については令和7年1月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第30号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第28条第3項の表第7号中「第11条の9第3項」を「第11条の10第3項」に改める。

第34条の見出し中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同条中「第42条第3項」を「第739条の4第2項」に改め、「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第34条の2（見出しを含む。）中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第36条の表第1号右欄、同表第2号右欄、同表第3号右欄及び同表第4号右欄中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

附則第10項中「令和3年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第17号様式その1及び第17号様式その2中「島根県指定金融機関(株)山陰合同銀行」を「島根県会計管理者」に改める。

第17号様式その4中

0	1	4	2	0	9	9	6	0	0	0	1
加入者名	島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部										

を

に、

0	1	3	0	0	0	9	6	1	1	3	1
加入者名	島根県会計管理者										

0	1	4	2	0	9	9	6	0	0	0	1
加入者名	島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部										

を

第71号様式その2中 「 領収日付印のないもの、登録番号欄・
県民センター所長印・有効期限欄が消
してあるものは無効です。 」 を 「
◎この証明書は、下記の領収年月日が
年 月 日までのものに限り
使用できます。
◎領収日付印のないもの、登録番号欄・
県民センター所長印・有効期限欄が消
してあるものは無効です。 」 に

改める。

第79号様式中「島根県指定金融機関(株)山陰合同銀行」を「島根県会計管理者」に改め、「個人の県民税」の次に「・森林環境税」を加える。

第80号様式から第84号様式までの様式を次のように改める。

第80号様式（第34条の2関係）

第 号
年 月 日

県民センター所長 様

市町村長

個人の県民税及び森林環境税払込報告書

〔 会計年度 年度 〕
払込期別 年 月分

区 分		税 額	延滞金	加算金	計	
当該年度分として納付（納入）のあった県民税、市町村民税及び森林環境税に係る徴収金の合計額	前月までの累計（前月分払込報告書の④）	現 年 分 (令和6年度以後分)	円	円	円	円
		現 年 分 (令和5年度以前分)				
		滞 繰 分 (令和6年度以後分)				
		滞 繰 分 (令和5年度以前分)				
		計				
	①のうち当月戻出した過誤納金	現 年 分 (令和6年度以後分)				
		現 年 分 (令和5年度以前分)				
		滞 繰 分 (令和6年度以後分)				
		滞 繰 分 (令和5年度以前分)				
		計				
	当 月 分	現 年 分 (令和6年度以後分)				
		現 年 分 (令和5年度以前分)				
		滞 繰 分 (令和6年度以後分)				
		滞 繰 分 (令和5年度以前分)				
		計				
	累 計 (①-②+③)	現 年 分 (令和6年度以後分)				
		現 年 分 (令和5年度以前分)				
		滞 繰 分 (令和6年度以後分)				

		滞 繰 分 (令和5年度以前分)							
	④	計							
			県民税				森林環境税		
払 込 按 分 率	⑤	令和6年度以後分	0.				0.		
		令和5年度以前分	0.						
区 分			税 額	延滞金	加算金	計	税 額	延滞金	計
払込むべき県民税及び森林環境税 (④×⑤)	⑥	現 年 分 (令和6年度以後分)							
		現 年 分 (令和5年度以前分)							
		現 年 分 計							
		滞 繰 分 (令和6年度以後分)							
		滞 繰 分 (令和5年度以前分)							
		滞 繰 分 計							
		計							
前月までに払込んだ県民税 及び森林環境税（前月分払 込報告書の⑦+⑪+⑫）	⑦	現 年 分 (令和6年度以後分)							
		現 年 分 (令和5年度以前分)							
		現 年 分 計							
		滞 繰 分 (令和6年度以後分)							
		滞 繰 分 (令和5年度以前分)							
		滞 繰 分 計							
計									
森林環境税に係る過誤納金 等	⑧								
森林環境税に係る過誤納金 等返納額	⑨								
当月払込むべき県民税及び 森林環境税 (⑥-⑦-⑧+⑨)		現 年 分 (令和6年度以後分)							
		現 年 分 (令和5年度以前分)							
		現 年 分 計							
		滞 繰 分 (令和6年度以後分)							
		滞 繰 分 (令和5年度以前分)							
		滞 繰 分 計							

⑩ 当月払込んだ県民税及び森林環境税	計							
	現年分 (令和6年度以後分)							
	現年分 (令和5年度以前分)							
	現年分計							
	滞繰分 (令和6年度以後分)							
	滞繰分 (令和5年度以前分)							
	うち平成18年度 以前課税分							
	滞繰分計							
⑪	計							
清算による過払充当額	現年分 (令和6年度以後分)							
	現年分 (令和5年度以前分)							
	現年分計							
	滞繰分 (令和6年度以後分)							
	滞繰分 (令和5年度以前分)							
	滞繰分計							
⑫	計							

当月払込んだ県民税及び森林環境税⑩合計額	県民税+森林環境税	本税	延滞金	加算金	計
	現年分				
	滞繰分				

記載要領

(報告書の提出に当たっての留意事項)

- 1 按分率が確定したことにより滞納繰越分の過払が生じた場合は、当該年度現年課税分の清算を行う「個人の県民税及び森林環境税払込報告書」によって滞納繰越分の清算を行ってください。
- 2 「滞納繰越分に係る個人の県民税及び森林環境税滞納状況報告書」及び「現年課税分に係る個人の県民税及び森林環境税滞納状況報告書」により県民税及び森林環境税の未払込が生じた場合は、各月の払込報告書とは別に未払込分の払込報告書として作成してください。

(報告書各欄記載に当たっての留意事項)

- 1 「前月までの累計①」欄は、前回提出した払込報告書の「累計④」を記載してください。
- 2 「①のうち当月戻出した過誤納金②」欄は、当該年度分の徴収金のうち、当月戻出した過誤納金の額を記載してください。
- 3 「当月分③」欄は、県への払込、未払込にかかわらず、当月中に市町村において徴収した徴収金の総額を記載してください。
- 4 「払込按分率⑤」欄は、次の区分により記載してください。

この場合の払込按分率は、市町村から県へ払込む月に従って記載するものであり、市町村が徴収した月ではないことに留意してください。

- (1) 当該年度の5月から6月までの各月……………前年度の確定按分率
 - (2) 当該年度の7月から翌年4月までの各月……………当該年度の特定按分率
 - (3) 当該年度の翌年5月……………当該年度の確定按分率
 - (4) 未払込の県民税及び森林環境税を払込む場合の報告書…前年度の確定按分率
- 5 「森林環境税に係る過誤納金等⑧」欄は、予算を通じて支出した額を記載してください。
- 6 「当月払込んだ県民税及び森林環境税⑩」欄は、当月分の払込書（現年課税分は現年計、滞納繰越分は滞納分計）の額と一致させてください。
- 7 「清算による過払充当額⑫」欄は、次の(1)又は(2)に該当する場合のみ記載してください。
- (1) 「滞納繰越分に係る個人の県民税及び森林環境税滞納状況報告書」の⑩欄が過払（△）となった場合は、この報告書を提出した後に最初に提出する当該年度分払込報告書において当該年度現年課税分へ充当すべき過払額を記載してください。
 - (2) 「現年課税分に係る個人の県民税及び森林環境税滞納状況報告書」の⑩欄が過払（△）となった場合は、この報告書を提出した後に最初に提出する翌年度分払込報告書において現年課税分又は滞納繰越分へ充当すべき過払額を記載してください。

第 年 月 日 号

市町村長

県民センター所長 様

個人の県民税及び森林環境税課税状況報告書

納 税 義 務 者 数												
個 人 の 県 民 税												
区 分	均等割のみを納付する者		所得割のみを納付する者		均等割及び所得割を納付する者		合 計		森 林 環 境 税			
	令和6年度以後分	令和5年度以前分	令和6年度以後分	令和5年度以前分	令和6年度以後分	令和5年度以前分	令和6年度以後分	令和5年度以前分	令和6年度以後分	令和5年度以前分	令和6年度以後分	計
普 通 徴 収	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
給与所得からの特別徴収												
年金所得からの特別徴収												
計 (実人員)												
区 分	総 額		県 民 税		市 町 村 民 税		森 林 環 境 税					
	令和6年度以後分	令和5年度以前分	令和6年度以後分	令和5年度以前分	令和6年度以後分	令和5年度以前分	令和6年度以後分	計				
均 等 割	円	円	円	円	円	円	円	円				
給与所得からの特別徴収												
年金所得からの特別徴収												
計												
普 通 徴 収												
給与所得からの特別徴収												

本 年 度 課 得

第82号様式 (第36条関係)

号 日
第 年 月

県民センター所長 様

市町村長

個人の県民税及び森林環境税変更状況報告書

区 分	当該年度の歳入となるべき額													
	総 額			個人の県民税						市町村民税			森林環境税	
	令和6年度 以後分	令和5年度 以前分	計	件数	人員	県民税	市町村民税	計	令和6年度 以後分	令和5年度 以前分	計	人員	税額	
当 初 決 定 額 ①	円	円	円		人	円	円	円	円	円	人	円		
退職所得の分 離課税額 ②														
特別徴収に係 るもので退職 による増減額 ③														
所得税の更 正、決定によ る増減額 ④														
地方税法第323 条(同法第45 条)による減 免額及び森林 環境税及び森 林環境譲与税 に関する法律 第11条による 免除額 ⑤														
課税誤りによ る増減額 ⑥														
計 ⑦			(A)									(B)		
最終調定額 ①+⑦ ⑧			(A)									(C)	(D)	

現 年 課 税 分

滞納繰越	令和6年度以後分	令和5年度以前分	計	令和6年度以後分	令和5年度以前分	令和6年度以後分	令和5年度以前分
	円	円		円	円		
⑩							
増							
減							
⑪							
繰越							
⑫	(E)	(F)	(G)	(H)		(G) - (J) - (L)	(K)
分	令和6年度以後分	令和6年度	県民税	(I)	(E) × ⑨ - ア	(E) × ⑨ - イ	(L)
	令和5年度以前分	令和5年度					
⑬	計			(J)			
⑭	(J) + 前年度未払込の県民税	(L) + 前年度未払込の森林環境税		(M)			(N)
	円 =	円 =					円 =

備考 1 人員の増減の欄は、実人員に異動を生ずる場合のみ記載してください。

2 ⑨の欄の確定按分率は、小数点以下8位まで算出し、9位以下は切り捨ててください。

3 ⑩の欄の「総額」、「人員」の欄は、前年度の現年課税分と滞納繰越分の滞納額の合計額を記載してください。

4 ⑫の欄の「前年度未払込の県民税」及び「前年度未払込の森林環境税」は、前年度の滞納状況報告書の⑨の欄の「未払込の県民税及び森林環境税」の現年課税分と滞納繰越分の合計額を記載してください。ただし、「未払込の県民税」、「未払込の森林環境税」が過払(△)となった場合は零としてください。

5 ⑬の欄の(H)(I)(L)の額は、1円未満は切り捨ててください。

第83号様式 (第36条関係)

第 号
年 月 日

県民センター所長 様

市町村長

滞納繰越分に係る個人の県民税及び森林環境税滞納状況報告書

区 分	総額 (ア)			個人の県民税						森林環境税		
	令和6年度 以後分	令和5年度 以前分	計	人 員			県民税 (イ)			市町村民税 (ウ) (ア) - (イ) - (エ)	税額 (エ)	摘要
				令和6年度 以後分	令和5年度 以前分	計	令和6年度 以後分	令和5年度 以前分	計			
調 定 額 ①	円	円	円	人	人	人	円	円	円	円		
収 入 額 ②												
欠 損 額 ③												
地方税法第17条、森林環境税及び森林環境税に関する法律第13条の過誤納金 ④												
上記以外の還付金 ⑤												
計 ⑥												
還付未済額												

第84号様式 (第36条関係)

第 号
年 月 日

県民センター所長 様

市町村長

現年課税分に係る個人の県民税及び森林環境税滞納状況報告書

区 分	総額 (ア)			個人の県民税						森林環境税		
	令和6年度 以後分	令和5年度 以前分	計	人 員			県民税 (イ)			市町村民税 (ウ) (ア) - (イ) - (エ)	税額 (エ)	摘要
				令和6年度 以後分	令和5年度 以前分	計	令和6年度 以後分	令和5年度 以前分	計			
調定額 ①	円	円	円	人	人	人	円	円	円	円		
収入額 ②												
欠損額 ③												
地方税法第17条、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第13条の過誤納金 ④												
上記以外の還付金 ⑤												
計 ⑥												
還付未済額												

第85号様式中「又はあん分率」を「又は按分率」に改め、「に係る還付（充当）の次に「又は委託納付」を加え、「あん分率」を「按分率」に、「払込あん分率」を「払込按分率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第10項、第17号様式その1、第17号様式その2、第17号様式その4及び第79号様式の改正規定（「島根県指定金融機関山陰合同銀行」を「島根県会計管理者」に改める部分に限る。）は令和6年4月1日から、第9条、第28条及び第35号様式の改正規定は令和7年1月1日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

- 2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則第80号様式から第85号様式までの様式は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税の報告について適用し、令和5年度分までの個人の県民税及び個人の市町村民税の報告については、なお従前の例による。

（用紙に関する経過措置）

- 3 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。